

令和7年10月1日

「第23回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」提出資料

債務整理についての意見書

第23回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会

委員 内田雅之

(日本司法書士会連合会 常任理事)

第1 意見の趣旨

1. 任意整理において「司法書士による任意整理の統一基準」が尊重されるよう、各関係省庁による貸金業者や債権回収事業者に対する監督指導を引き続き求める。
2. 各関係省庁による債権回収事業者に関する相談窓口の明確化及び時効債権に関する不当な請求を行う債権回収事業者への厳格な対処を求める。
3. 各信用情報機関において債権譲渡に関する情報の記録並びに一定期間の保持及び開示が行われるよう、各関係省庁による指導を求める。

第2 意見

1. 「司法書士による任意整理の統一基準」の尊重について（経済産業省、法務省、金融庁管轄）

当連合会は、第22回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会において、別添「債務整理についての意見書」第2-1のとおり、近年、「司法書士による任意整理の統一基準」（以下「統一基準」という。）を軽んじている貸金業者や債権回収事業者（以下、この項において「事業者」という。）が散見されることを指摘し、各関係省庁におかれては、事業者に対し、統一基準を尊重するよう監督指導を徹底されたい旨の意見を申し述べた。

しかし、その後も、一部の事業者による消費者の生活再建を阻害する行為は改善の傾向が見られない。各関係省庁におかれては、この点についてどのような対応を検討されたかご教示いただきたい。

なお、日本貸金業協会においては、この点について当連合会にヒアリングを要請いただいた。各業界団体においても、より踏み込んだ対応をお願いしたい。

2. 債権回収事業者に関する対応について（法務省管轄）

債権回収事業者に関する相談窓口が国民に明確に示されておらず、国民が相談や苦情の申出等を適切に行うことが困難な状況にある。そのため、債権回収事業者の許認可及び行政処分の権限を有する法務省におかれては、専門の相談窓口等の設置及びその周知を行い、相談

や苦情に適切に対応する体制を整備されたい。また、その対応状況や処理結果について、情報を定期的に公表する仕組みを設け、透明性と信頼性を確保されたい。

また、近年、債権回収事業者が消滅時効を援用し得る債権を譲り受け、不当な請求や訴訟を行う事案が増加している。さらに、時効期間経過後の債権を買い取って債務名義を取得した後、それに基づき強制執行をするケースや、取得後 10 年以上経過した債務名義を基にした強制執行をするケース等の極めて悪質な事案も存在する。

このような不当な請求等は消費者保護の観点からも看過できず、行政処分により対処されるべき事案であると思料する。

法務省におかれては、債権回収事業者が時効債権に基づく請求、訴訟及び強制執行を行うことをガイドライン等により禁止し、これらに違反した場合は行政処分の対象とすることを検討されたい。また、実態調査のうえ、厳格かつ実効性のある規制措置を講じられたい。

3. 各信用情報機関に関する対応について（経済産業省、金融庁管轄）

現状、一般社団法人全国銀行協会、株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構（以下「各信用情報機関」という。）においては、債権譲渡の事実や譲渡先が信用情報として記録されていない。

そのため、債務者が死亡した後、相続人が各信用情報機関に照会した場合でも、譲渡された債務を把握することができず、相続した後に予期せぬ債務が発覚する等の事態が生じている。このような不測の不利益を防ぐためには、各信用情報機関において債権譲渡の事実や譲渡先を信用情報として記録し、少なくとも 5 年以上の記録の保存をすること及び開示請求に応じることが必要であると思料する。

そのため、経済産業省及び金融庁におかれては、各信用情報機関に対し、債権譲渡が行われた場合、債権譲渡の事実や譲渡先を信用情報としてその旨を記録すること並びに少なくとも 5 年以上の記録の保存及び開示が行われるよう指導を検討されたい。

また、相続人が被相続人の債務を確認する際には、債権譲渡に関する情報も含めて照会できる仕組みを整備するよう指導を検討されたい。